平成２３年（フ）第３２３４号
大阪市北区天満３丁目５番16号
債務者　袖川　忠興
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９０号
大阪市生野区舎利寺２丁目８番25号　ドリーム21舎利寺402号
債務者　ハヤシ技建こと林義二こと　林　　升豪
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８９号
札幌市東区北34条東４丁目３番21号　札新マンション８号
債務者　喜多　克俊
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９号
埼玉県熊谷市新堀39番地６
債務者　市野　　隆
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８４２号
名古屋市西区大野木１丁目140番地　エスパシオ大野木305号
債務者　田口　　學
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　良明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９３９号
大阪府八尾市永畑町２丁目１番64号
債務者　岡本商店こと　岡本伊佐雄
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４号
埼玉県八潮市鶴ケ曽根1669―８　ハイツ90―102号室坂本方、住民票上の住所埼玉県八潮市大字南後谷15番地２レーベンハイム草加弐番館202号室加賀屋方
債務者　加賀屋信一（旧姓藤波）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江原　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
山形市宮町１丁目７番25号
債務者　秋葉　昭一
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１３号
群馬県太田市藤久良町31番地５
債務者　和田三和子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６１号
埼玉県春日部市西金野井30番地12
債務者　河村　香織（旧姓関本）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
埼玉県越谷市東大沢３丁目４番地３　ギャラリーマンション205
債務者　岡崎　淳一
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番12―405号
債務者　狩野　敏幸
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
千葉県成田市美郷台３―４―16、住民票上の住所茨城県稲敷郡河内町十三間戸341番地２
債務者　田仲千恵子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５７号
千葉県匝瑳市横須賀1161番地
債務者　山崎　裕之
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３１号
静岡県三島市富士ビレッジ９番４号
債務者　永吉　定治
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
愛知県豊田市聖心町１丁目11番地３
債務者　小川　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９９５号
名古屋市守山区小幡５丁目11番14号　グランドハイツ喜多山2010号
債務者　坪井　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部